

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第11条第6項
処 分 の 概 要	猟銃等射撃指導員の許可の取消し
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2（許可）、同第11条第6項
処 分 基 準	年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	